

議第60号

和解及び損害賠償の額の決定について（専決処分）

令和7年 11月 20日 提出
王滝村長 越原道廣

令和7年 11月 日 承認
王滝村議会議長 下出謙介

(別紙)

損害賠償の額の決定の専決処分報告

損害賠償の額の決定について、下記のとおり専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定及び村長の専決処分事項（昭和 57 年 12 月 27 日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 31 日
王滝村長 越 原 道 廣

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を、次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 22,000円
- 2 相手方 長野県長野市稲葉 2413-3
一般財団法人 日本森林林業振興会長野支部
支部長 花村 健治
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日
令和 7 年 10 月 2 日（木）午後 2 時 32 分ごろ
 - (2) 発生場所
長野県木曾郡王滝村 村道第 1 号線
 - (3) 事故の状況
村道第 1 号線において、職員実行による草刈り作業を実施中、一般財団法人日本森林林業振興会長野支部の団体職員が運転する車両に飛び石が当り、フロントガラスを破損する損害を与えた。